

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、浜田市税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 17 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市税条例の一部を改正する条例について

浜田市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 31 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

浜田市税条例の一部を改正する条例

浜田市税条例（平成 17 年浜田市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」及び「又は金銭」を削り、「同項」を「法第 314 条の 7 第 1 項」に改め、同項第 9 号を次のように改める。

- (9) 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 51 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 51 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

第 71 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 71 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 139 条の 3 第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 139 条の 3 第 3 項中「によって」を「により」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附則第 7 条の 4 の次に次の 4 条を加える。

（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第 7 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分

特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第 7 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 34 条の 3、第 34 条の 6 から第 34 条の 9 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、前条及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第 34 条の 7 第 2 項、第 47 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 34 条の 7 第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 47 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第 7 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 41 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を 4 で除して得た金額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 3 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第 1 期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書

に記載すべき各納期の納付額は、第 40 条第 1 項に規定する第 1 期の納期（以下この項、次項及び次条第 1 項において「第 1 期納期」という。）においてはその者の第 1 期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期においてはしないものとし、第 40 条第 1 項に規定する第 2 期の納期（以下この項及び次条第 1 項において「第 2 期納期」という。）においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 40 条第 1 項に規定する第 3 期の納期（以下この項において「第 3 期納期」という。）及び同条第 1 項に規定する第 4 期の納期（以下この項において「第 4 期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期及び第 2 期納期においてはしないものとし、第 3 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 4 期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期、第 2 期納期及び第 3 期納期においてはしないものとし、第 4 期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和 6 年度分の個人の市民税（第 1 期納期から第 47 条第 1 項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同

項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)
第 7 条の 7 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、第 47 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第 3 項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第 2 項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される第 47 条の 2 第 1 項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第 5 号において同じ。)の合算額(以下この号及び第 5 号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第 3 項第 1 号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第 3 項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の 2 分の 1 に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を 2 で除して得た金額(当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第 2 期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第 1 期分金額」という。)に満たない場合には、第 1 期納期及び第 2 期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第 47 条の 3 に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第 3 項において「特別徴収対象税額」という。)は、第

- 1 期納期においてはその者の第 1 期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第 2 期納期においてはその者の第 2 期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を 3 で除して得た金額（当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10 月分金額」という。）に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期における税額はないものとし、第 2 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る

特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間における税額はないものとし、同年 12 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第 47 条の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 7 条の 7 第 1 項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第 1 項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第 47 条の 5 第 1 項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を 3 で除して得た金額（当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 100 円未満である

ときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第 7 条の 8 令和 7 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 12 第 3 項及び第 4 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 7 年度分特別税額控除額を、同条第 3 項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第 34 条の 3、第 34 条の 6 から第 34 条の 9 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、附則第 7 条の 4 及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第 8 条第 2 項中「前条」を「附則第 7 条の 4」に改め、同条第 3 項中「第 34 条の 9 第 1 項」の次に「、附則第 7 条の 5 第 1 項及び前条」を加え、「同項中」を「第 34 条の 9 第 1 項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第 7 条の 5 第 1 項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第 8 条第 2 項及び」と、前条中「附則第 7 条の 4 及び」とあるのは「附則第 7 条の 4、次条第 2 項及び」とする」に改める。

附則第 10 条の 2 中第 21 項を削り、第 20 項を第 21 項とし、同条第 19 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号ハ」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条第 18 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号ロ」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 17 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号イ」に改め、同項を同条第 18 項とし、同条第 16 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 17 項とし、同条第 15 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 16 項とし、同条第 14 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 13 項の次に次の 1 項を加える。

14 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 7 分の 6 とする。

附則第 10 条の 2 第 22 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同条中第 27 項を第 28 項とし、第 26 項を第 27 項とし、同条第 25 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同項を同条第 26 項とし、同条第 24 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同項を同条第 25 項とし、同条第 23 項の次に次の 1 項を加える。

24 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 14 項を同条第 15 項とし、同条第 13 項中「附則第 7 条第 17 項」を「附則第 7 条第 18 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 12 項中「附則第 7 条第 16 項各号」を「附則第 7 条第 17 項各号」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 7 条第 11 項各号」を「附則第 7 条第 12 項各号」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項中「附則第 7 条第 10 項各号に規定する」を「附則第 7 条第 11 項各号に掲げる」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 3 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。

附則第 11 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度又は令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5)」及び「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 12 条の 3 の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第 15 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

- (2) 第 34 条の 7 第 1 項の改正規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改正後の浜田市税条例（以下「新条例」という。）第 34 条の 7 第 1 項（第 9 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 9 号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項及び第 4 項において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て締結した工事請負契約の契約金額の変更について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 17 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の契約金額の変更について

令和 4 年 11 月 11 日議決を経た、市道日脚治和線（周布橋）既設橋梁撤去工事（その 2）請負契約の契約金額の変更を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり決定する。

令和 6 年 3 月 8 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の契約金額の変更の決定

市道日脚治和線（周布橋）既設橋梁撤去工事（その 2）請負契約の契約金額を 9,697,600 円減額し、303,915,700 円とする。

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て締結した工事請負契約の完工期日の変更について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 17 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の完工期日の変更について

令和 5 年 9 月 28 日議決を経た、市道日脚治和線（周布橋）新設橋梁下部工事請負契約の完工期日の変更を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり決定する。

令和 6 年 3 月 27 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の完工期日の変更の決定

市道日脚治和線（周布橋）新設橋梁下部工事請負契約の完工期日を 367 日延期し、令和 7 年 3 月 31 日とする。

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、令和 5 年度浜田市一般会計補正予算（第 11 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 17 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和 5 年度 浜田市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 5 年度浜田市の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 444,315 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,419,039 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 3 月 31 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 株式等譲渡所得割交付金		16,866	11,631	28,497
	1 株式等譲渡所得割交付金	16,866	11,631	28,497
6 法人事業税交付金		125,064	12,066	137,130
	1 法人事業税交付金	125,064	12,066	137,130
7 地方消費税交付金		1,410,546	△59,415	1,351,131
	1 地方消費税交付金	1,410,546	△59,415	1,351,131
11 地方交付税		10,869,101	300,389	11,169,490
	1 地方交付税	10,869,101	300,389	11,169,490
13 分担金及び負担金		223,594	△4,818	218,776
	2 負担金	211,620	△4,818	206,802
15 国庫支出金		5,898,383	△64,323	5,834,060
	1 国庫負担金	3,570,575	△663	3,569,912
	2 国庫補助金	2,316,153	△63,660	2,252,493
19 繰入金		1,701,484	△650,797	1,050,687
	1 基金繰入金	1,701,484	△650,797	1,050,687
21 諸収入		1,374,114	30,552	1,404,666
	4 受託事業収入	267,024	△1,525	265,499
	5 雑収入	991,028	32,077	1,023,105
22 市債		3,931,131	△19,600	3,911,531
	1 市債	3,931,131	△19,600	3,911,531
歳入合計		41,863,354	△444,315	41,419,039

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,727,806	165,894	7,893,700
	1 総務管理費	7,118,921	165,894	7,284,815
3 民生費		12,371,713	△456,480	11,915,233
	1 社会福祉費	7,375,647	△159,189	7,216,458
	2 児童福祉費	4,287,125	△209,000	4,078,125
	3 生活保護費	708,940	△88,291	620,649
4 衛生費		4,627,756	△65,329	4,562,427
	1 保健衛生費	1,748,233	△51,994	1,696,239
	2 清掃費	2,879,523	△13,335	2,866,188
8 土木費		3,369,987	△33,400	3,336,587
	2 道路橋梁費	1,613,305	△33,400	1,579,905
9 消防費		1,544,616	△10,000	1,534,616
	1 消防費	1,544,616	△10,000	1,534,616
10 教育費		3,185,016	△45,000	3,140,016
	4 幼稚園費	337,338	△45,000	292,338
歳出合計		41,863,354	△444,315	41,419,039

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
高 速 情 報 通 信 基 盤 整 備 事 業	千円 242,400	千円 222,800

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 株式等譲渡所得割交付金	16,866	11,631	28,497
6 法人事業税交付金	125,064	12,066	137,130
7 地方消費税交付金	1,410,546	△59,415	1,351,131
11 地方交付税	10,869,101	300,389	11,169,490
13 分担金及び負担金	223,594	△4,818	218,776
15 国庫支出金	5,898,383	△64,323	5,834,060
19 繰入金	1,701,484	△650,797	1,050,687
21 諸収入	1,374,114	30,552	1,404,666
22 市債	3,931,131	△19,600	3,911,531
歳入合計	41,863,354	△444,315	41,419,039

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	7,727,806	165,894	7,893,700		△19,600		185,494
3民 生 費	12,371,713	△456,480	11,915,233	△92,087		△3,701	△360,692
4衛 生 費	4,627,756	△65,329	4,562,427	△24,051			△41,278
8土 木 費	3,369,987	△33,400	3,336,587			△1,525	△31,875
9消 防 費	1,544,616	△10,000	1,534,616				△10,000
10教 育 費	3,185,016	△45,000	3,140,016				△45,000
歳 出 合 計	41,863,354	△444,315	41,419,039	△116,138	△19,600	△5,226	△303,351

2 歳 入

5 株式等譲渡所得割交付金 (1 株式等譲渡所得割交付金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 株式等譲渡所得割交付金	16,866	11,631	28,497
1 株式等譲渡所得割交付金	16,866	11,631	28,497
1 株式等譲渡所得割交付金	16,866	11,631	28,497
6 法人事業税交付金	125,064	12,066	137,130
1 法人事業税交付金	125,064	12,066	137,130
1 法人事業税交付金	125,064	12,066	137,130
7 地方消費税交付金	1,410,546	△59,415	1,351,131
1 地方消費税交付金	1,410,546	△59,415	1,351,131
1 地方消費税交付金	1,410,546	△59,415	1,351,131
11 地方交付税	10,869,101	300,389	11,169,490
1 地方交付税	10,869,101	300,389	11,169,490
1 地方交付税	10,869,101	300,389	11,169,490
13 分担金及び負担金	223,594	△4,818	218,776
2 負 担 金	211,620	△4,818	206,802
1 民生費負担金	202,230	△4,818	197,412
15 国庫支出金	5,898,383	△64,323	5,834,060
1 国庫負担金	3,570,575	△663	3,569,912
2 衛生費国庫負担金	45,656	△663	44,993
2 国庫補助金	2,316,153	△63,660	2,252,493
1 総務費国庫補助金	1,290,714	△92,087	1,198,627

(単位：千円)

節		説	明
区	分 金 額		
1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	11,631	株式等譲渡所得割交付金	11,631
1 法 人 事 業 税 交 付 金	12,066	法人事業税交付金	12,066
1 地 方 消 費 税 交 付 金	△59,415	地方消費税交付金	△59,415
1 地 方 交 付 税	300,389	特別交付税	300,389
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	△4,818	保育所入所児童負担金（自己負担分）	△4,818
1 保 健 衛 生 費 負 担 金	△663	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	△663
1 総 務 管 理 費 補 助 金	△92,087	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	△92,087

15 国庫支出金 (2 国庫補助金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 衛生費国庫補助金	57,616	28,427	86,043
19 繰 入 金	1,701,484	△650,797	1,050,687
1 基金繰入金	1,701,484	△650,797	1,050,687
1 財政調整基金繰入金	61	△61	0
2 減債基金繰入金	650,736	△650,736	0
21 諸 収 入	1,374,114	30,552	1,404,666
4 受託事業収入	267,024	△1,525	265,499
4 土木費受託事業収入	15,256	△1,525	13,731
5 雑 入	991,028	32,077	1,023,105
3 雑 入	990,451	32,077	1,022,528
22 市 債	3,931,131	△19,600	3,911,531
1 市 債	3,931,131	△19,600	3,911,531
1 総 務 債	625,200	△19,600	605,600
歳 入 合 計	41,863,354	△444,315	41,419,039

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	28,427	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 28,427
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	△61	財政調整基金繰入金 △61
1 減 債 基 金 繰 入 金	△650,736	減債基金繰入金 △650,736
1 道 路 橋 梁 費 受 託 事 業 収 入	△1,525	県道除雪事業費 △1,525
8 民 生 費 雑 入	4,536	生活保護費返還金 3,903 生活保護費徴収金 633
12 土 木 費 雑 入	27,541	残土処理事業費 27,541
1 総 務 管 理 債	△19,600	高速情報通信基盤整備事業費 △19,600

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	7,727,806	165,894	7,893,700		△19,600		185,494
1 総務管理費	7,118,921	165,894	7,284,815		△19,600		185,494
4 財政管理費	96,388	185,522	281,910				185,522
7 企 画 費	2,508,289	△19,628	2,488,661		△19,600		△28

2 総 務 費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
24 積立金	185,522	1 減債基金積立金 185,522
10 需用費	△1,123	1 高速情報通信基盤整備事業 △19,628
14 工事請負費	△18,505	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	12,371,713	△456,480	11,915,233	△92,087		△3,701	△360,692
1 社会福祉費	7,375,647	△159,189	7,216,458	△92,087			△67,102
1 社会福祉総務費	1,807,268	△92,383	1,714,885	△92,087			△296
3 障がい者福祉費	2,327,091	△66,806	2,260,285				△66,806

3 民 生 費 （ 1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△1,354	1 住民税非課税世帯等への臨時特別 給付金給付事業（国補正分） △51,361 2 住民税非課税世帯等への臨時特別 給付金給付事業 △41,022
3 職員手当等	△993	
4 共済費	△673	
8 旅費	△71	
10 需用費	△3,062	
11 役務費	△2,816	
12 委託料	△1,024	
19 扶助費	△82,390	
19 扶助費	△66,806	1 障がい者介護給付事業 △29,371 2 障がい者訓練等給付事業 △27,043 3 障がい児通所給付事業 △10,392

3 民 生 費 （ 2 児 童 福 祉 費 ）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶助費	△209,000	1 私立保育所保育事業 △209,000

3 民 生 費 （ 3 生活保護費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶助費	△88,291	1 扶 助 費 △88,291

4 衛 生 費 （ 1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	△17,651	1 定期（乳幼児等）予防接種事業 △27,943 2 新型コロナウイルスワクチン接種事業 △24,051
11 役務費	△571	
12 委託料	△28,369	
18 負担金補助及び交付金	△2,971	
19 扶助費	△2,432	

4 衛 生 費 (2 清 掃 費)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	△12,256	1 浜田浄苑管理運営費 △13,335
12 委託料	△1,079	

8 土 木 費 (2 道路橋梁費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	△1,400	1 除雪事業 △33,400
12 委託料	△32,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 消 防 費	1,544,616	△10,000	1,534,616				△10,000
1 消 防 費	1,544,616	△10,000	1,534,616				△10,000
2 非常備消防費	128,002	△10,000	118,002				△10,000

9 消 防 費 (1 消 防 費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 報酬	△8,000	1 消防団員報酬等 △10,000
8 旅費	△2,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	3,185,016	△45,000	3,140,016				△45,000
4 幼稚園費	337,338	△45,000	292,338				△45,000
1 幼稚園費	337,338	△45,000	292,338				△45,000

10 教 育 費 （ 4 幼稚園費）

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶助費	△45,000	1 私立幼稚園保育事業 △45,000

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
補 正 後	長 等	(人) 3	(千円) 26,400	(千円) 26,400	(千円) 8,350 3.30月分	(千円)	(千円)	(千円) 7,205	(千円) 41,955	(千円) 7,082	(千円) 49,037	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	21	91,779		29,028 3.30月分				120,807	27,783	148,590	
	そ の 他	1,607	83,197					11,033	94,230		94,230	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	1,631	174,976	26,400	37,378			18,238	256,992	34,865	291,857	
補 正 前	長 等	3		26,400	8,350 3.30月分			7,205	41,955	7,082	49,037	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	21	91,779		29,028 3.30月分				120,807	27,783	148,590	
	そ の 他	1,683	91,197					11,367	102,564		102,564	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	1,707	182,976	26,400	37,378			18,572	265,326	34,865	300,191	
比 較	長 等											
	議 員											
	そ の 他	△ 76	△ 8,000					△ 334	△ 8,334		△ 8,334	
	計	△ 76	△ 8,000					△ 334	△ 8,334		△ 8,334	

2 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(827) 563 人	961,537 千円	2,248,989 千円	1,863,900 千円	5,074,426 千円
補 正 前	(827) 563	962,891	2,248,989	1,864,559	5,076,439
比 較		△1,354		△659	△2,013
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	924,186 千円	5,998,612 千円			
補 正 前	924,859	6,001,298			
比 較	△673	△2,686			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(24) 551 人	千円	2,242,828 千円	1,691,474 千円	3,934,302 千円
補 正 前	(24) 551		2,242,828	1,691,474	3,934,302
比 較					
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	768,996 千円	4,703,298 千円			
補 正 前	768,996	4,703,298			
比 較					

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(803) 12 人	961,537 千円	6,161 千円	172,426 千円	1,140,124 千円
補 正 前	(803) 12	962,891	6,161	173,085	1,142,137
比 較		△1,354		△659	△2,013
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	155,190 千円	1,295,314 千円			
補 正 前	155,863	1,298,000			
比 較	△673	△2,686			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比 較	区 分	管 理 職 手 当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	45,217 千円	千円	74,513 千円	千円	33,522 千円
	補正前	45,217		74,513		33,522
	比 較					
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	41,486 千円	千円	10,838 千円	165,976 千円	16,105 千円
	補正前	41,486		10,838	165,976	16,105
	比 較					
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	災害派遣手当
	補正後	45 千円	1,750 千円	663,812 千円	407,464 千円	千円
	補正前	45	1,750	664,471	407,464	
	比 較			△659		
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	365,985 千円	千円	37,187 千円		
	補正前	365,985		37,187		
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	0 千円	1 給与改定に伴う 増減額 千円		
		2 普通昇給に伴う 増減額 千円	普通昇給分	
		3 その他の増減分 千円	退職に伴う減額 千円 新規採用に伴う増額 千円 他会計との異動等による増減額 千円 昇格等による増減額 千円 その他による増減等 千円 給料額の削減による減額 千円	

職員手当	△659 千円		管 理 職 当 手 当 初 任 給 調 整 扶 養 手 当 地 域 手 当 住 居 手 当 通 勤 手 当 単 身 赴 任 手 当 特 殊 勤 務 手 当 時 間 外 勤 務 手 当 夜 間 勤 務 手 当 宿 日 直 手 当 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 期 末 手 当 勤 勉 手 当 災 害 派 遣 手 当 退 職 手 当 組 合 金 負 担 金 退 職 手 当 組 合 加 入 特 別 負 担 金 退 職 手 当 組 合 特 別 負 担 金	千円	
				△659	会計年度任用職員による減

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	千円 14,180,424	千円 2,919,500	千円 1,860,042	千円 15,239,882
	補 正 額		△ 19,600		△ 19,600
	補 正 後 の 額	14,180,424	2,899,900	1,860,042	15,220,282
計	補 正 前 の 額	44,628,052	3,931,131	5,769,864	42,789,319
	補 正 額		△ 19,600		△ 19,600
	補 正 後 の 額	44,628,052	3,911,531	5,769,864	42,769,719

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 17 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

令和 6 年 5 月 8 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定

市道施設に係る事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | | |
|---|----------|----------|
| 1 | 損害賠償の額 | 54,470 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略) |

報告第 9 号

令和 5 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 5 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 17 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和５年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
02	総務費	01 総務管理費	C A T V電柱支障移転経費	17,853,000	12,290,371				12,290,371
02	総務費	01 総務管理費	低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業	233,863,000	65,571,742		65,571,742		
02	総務費	01 総務管理費	防災行政無線屋外拡声子局移設経費	7,700,000	7,700,000			7,700,000	
02	総務費	03 戸籍住民基本台帳費	戸籍等システム改修経費	24,217,000	24,217,000		23,420,000		797,000
03	民生費	01 社会福祉費	介護施設整備支援事業	44,826,000	44,826,000		44,826,000		
03	民生費	02 児童福祉費	子ども・子育て支援事業計画策定事業	3,630,000	2,200,000				2,200,000
04	衛生費	01 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	2,633,000	2,633,000		2,633,000		
04	衛生費	02 清掃費	エコクリーンセンター基幹改良工事に係る広域行政組合負担金	1,587,261,000	1,587,261,000			1,587,200,000	61,000
06	農林水産業費	01 農業費	中核的経営体等育成支援事業	6,299,000	6,299,000		6,299,000		
06	農林水産業費	01 農業費	担い手等育成支援事業	3,233,000	3,233,000	3,233,000			
06	農林水産業費	01 農業費	農業水路等長寿命化防災減災事業	35,400,000	35,379,100		35,379,100		
08	土木費	01 土木管理費	公共残土等処理場整備事業	66,800,000	66,561,996	66,561,996			
08	土木費	02 道路橋梁費	橋梁等長寿命化調査点検事業	14,000,000	9,963,081		5,753,181		4,209,900
08	土木費	02 道路橋梁費	生活道路整備事業	16,000,000	16,000,000			14,400,000	1,600,000
08	土木費	02 道路橋梁費	白砂１号線改良事業	4,150,000	827,000	69,925	434,075	300,000	23,000
08	土木費	02 道路橋梁費	戸地線改良事業	20,125,000	3,761,300			3,700,000	61,300
08	土木費	02 道路橋梁費	浜田駅周辺整備事業	153,390,000	152,382,524	91,093	87,171,431	61,900,000	3,220,000
08	土木費	02 道路橋梁費	道路ストック災害防除事業	14,000,000	12,104,600		6,936,461	4,600,000	568,139
08	土木費	02 道路橋梁費	井野３７号線道路改良事業	18,977,000	18,399,217	3,426	10,589,791	7,800,000	6,000
08	土木費	02 道路橋梁費	歩道整備事業	20,400,000	16,567,859		9,202,760	6,600,000	765,099
08	土木費	02 道路橋梁費	橋梁長寿命化改修事業	69,536,000	55,523,861		31,315,413	24,200,000	8,448
08	土木費	02 道路橋梁費	周布橋整備事業	335,000,000	330,343,652	21,205	199,090,877	126,800,000	4,431,570
08	土木費	02 道路橋梁費	谷口橋整備事業	21,500,000	20,573,272		10,772,000	9,800,000	1,272
08	土木費	05 都市計画費	公園環境整備対策事業	51,000,000	50,543,100	50,543,100			
10	教育費	03 中学校費	旭中学校防音対策事業	6,034,000	6,034,000				6,034,000
11	災害復旧費	01 農林水産業施設災害復旧費	５年農地災害復旧費	3,084,000	3,077,000		1,356,114	100,000	1,620,886
11	災害復旧費	01 農林水産業施設災害復旧費	５年農業用施設災害復旧費	5,243,000	5,243,000		2,487,760	100,000	2,655,240

令和5年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
11 災害復旧費	01 農林水産業施設災害復旧費	5年林業施設災害復旧費	16,090,000	16,090,000		13,524,000	1,000,000		1,566,000
11 災害復旧費	02 公共土木施設災害復旧費	5年公共土木施設災害復旧費	58,877,000	52,647,000		17,596,000	25,200,000		9,851,000
計			2,861,121,000	2,628,252,675	120,523,745	574,358,705	1,881,400,000	12,290,371	39,679,854

報告第 10 号

令和 5 年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和 5 年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 17 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和5年度 浜田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定による建設改良費等の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
						工事負担金等	当 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金			
			円	円	円	円	円	円	円	
資本的支出	建設改良費	重要給水施設配 水管耐震事業11 工区	106,000,000	30,580,000	75,420,000	59,321,000	16,099,000	0		本工事箇所は交通量も多く、交通規制 について関係機関との協議に時間を要 し年度内完了が困難となったため。
〃	〃	重要給水施設配 水管耐震事業11 工区(消火栓工 事)	1,779,800	0	1,779,800	1,779,800	0	0		
〃	〃	美川周布線(徳出 工区)交通安全対 策補助事業に伴 う配水管移転工 事	10,000,000	3,760,000	6,240,000	0	6,240,000	0		道路改良工事に伴う支障移転工事であ り、本体工事との工程調整により年度内 完了が困難となったため。
〃	〃	美川周布線(徳出 工区)交通安全対 策補助事業に伴 う配水管移転工 事(消火栓工事)	1,063,700	0	1,063,700	1,063,700	0	0		
〃	〃	金城地域送水管 更新工事	110,000,000	39,600,000	70,400,000	60,400,000	10,000,000	0		使用資材の調達に時間を要し年度内 完了が困難となったため。
〃	〃	浜田処理区下水 道管渠整備工事 (第二工区)その1 に伴う配水管移 転工事	8,000,000	2,920,000	5,080,000	0	5,080,000	0		下水道工事に伴う支障移転工事であ り、本体工事との工程調整により年度内 完了が困難となったため。

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
						工事負担金等	当 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金			
			円	円	円	円	円	円	円	
資本的支出	建設改良費	熱田町配水管改良工事	35,000,000	12,320,000	22,680,000	0	22,680,000	0		使用資材の調達に時間を要し年度内完了が困難となったため。
〃	〃	熱田地区水道施設工事に伴う付帯施設改修工事	22,000,000	6,900,000	15,100,000	0	15,100,000	0		使用資材の調達に時間を要し年度内完了が困難となったため。
〃	〃	重要給水施設配水管耐震事業13工区	80,000,000	0	80,000,000	80,000,000	0	0		令和6年度への繰越を想定した国交付金事業の追加要望(R5国補正予算分)であり、交付決定が令和6年3月に示されたことに伴う本工事の繰越のため。
〃	〃	重要給水施設配水管耐震事業13工区(消火栓工事)	1,601,600	0	1,601,600	1,601,600	0	0		
〃	〃	水道管路緊急改善事業12工区	200,000,000	0	200,000,000	200,000,000	0	0		
〃	〃	水道管路緊急改善事業12工区(消火栓工事)	1,766,600	0	1,766,600	1,766,600	0	0		
〃	〃	重要給水施設配水管耐震事業配水管推進工法設計業務	12,529,000	3,700,000	8,829,000	8,829,000	0	0		橋梁の杭基礎の調査方法の選定及び実施に時間を要したため。

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
						工事負担金等	当 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金			
			円	円	円	円	円	円	円	
資本的支出	建設改良費	国道9号電線共同 溝工事に伴う配 水管移転設計業 務	13,255,000	0	13,255,000	0	13,255,000	0		関係者協議に時間を要し年度内完了 が困難となったため。
〃	〃	重要給水施設配 水管耐震事業測 量設計業務その4	25,740,000	0	25,740,000	0	25,740,000	0		令和6年度への繰越を想定した国交付 金事業の追加要望(R5国補正予算分) であり、交付決定が令和6年3月に示さ れたことに伴う本工事の繰越のため。
〃	〃	水道管路緊急改 善事業測量設計 業務その5	27,159,000	0	27,159,000	0	27,159,000	0		令和6年度への繰越を想定した国交付 金事業の追加要望(R5国補正予算分) であり、交付決定が令和6年3月に示さ れたことに伴う本工事の繰越のため。
水道事業費用	営業費用	重要給水施設配 水管耐震事業11 工区	2,689,500	0	2,689,500	0	2,689,500	0		本工事箇所は交通量も多く、交通規制 について関係機関との協議に時間を要 し年度内完了が困難となったため。
〃	〃	美川周布線(穂出 工区)交通安全対 策補助事業に伴 う配水管移転工 事	322,300	0	322,300	0	322,300	0		道路改良工事に伴う支障移転工事であ り、本体工事との工程調整により年度内 完了が困難となったため。
〃	〃	金城地域送水管 更新工事	125,400	0	125,400	0	125,400	0		使用資材の調達に時間を要し年度内 完了が困難となったため。
〃	〃	浜田処理区下水 道管渠整備工事 (第二工区)その1 に伴う配水管移 転工事	1,411,300	0	1,411,300	0	1,411,300	0		下水道工事に伴う支障移転工事であ り、本体工事との工程調整により年度内 完了が困難となったため。

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
						工事負担金等	当 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金			
			円	円	円	円	円	円	円	
水道事業費用	営業費用	熱田町配水管改良工事	2,779,700	0	2,779,700	0	2,779,700	0		使用資材の調達に時間を要し年度内完了が困難となったため。
〃	〃	重要給水施設配水管耐震事業13工区	14,345,100	0	14,345,100	0	14,345,100	0		令和6年度への繰越を想定した国交付金事業の追加要望(R5国補正予算分)であり、交付決定が令和6年3月に示されたことに伴う本工事の繰越のため。
			翌年度繰越額計		577,788,000					

報告第 11 号

令和 5 年度浜田市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和 5 年度浜田市公共下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 17 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和5年度 浜田市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	工事負担金等	企業債	損益勘定 留保資金等			
資本的支出	建設改良費	浜田処理区整備 事業	円 203,230,978	円 78,521,194	円 115,885,516	円 57,000,000	円 0	円 58,800,000	円 85,516	円 8,824,268	円	他事業との設計協議、工事工程の調整 に不測の日数を必要としたため。
〃	〃	ストックマネジメン ト改築事業	50,127,621	22,268,008	27,859,613	11,600,000	0	16,100,000	159,613	0		機器の部品調達が困難となり、工場製 作に遅れが生じたため。

報告第 12 号

放棄した市の私債権の報告について

浜田市私法上の債権の放棄に関する条例第 2 条第 1 項の規定により私法上の原因に基づいて発生した債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 17 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 会計名 一般会計
- (1) 件 数 2 件
- (2) 金 額 12,000 円
- (3) 債権放棄の日 令和 6 年 3 月 31 日
- (4) 内 訳

債権の名称	債権放棄の事由	件 数	金 額
放課後児童クラブ負担金	第2条第1項第2号	2 件	12,000 円

報告第 13 号

放棄した市の私債権の報告について

浜田市私法上の債権の放棄に関する条例第 3 条の規定により準用する第 2 条第 1 項の規定により水道事業の管理者が管理する私法上の原因に基づいて発生した債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 17 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1 会計名 水道事業会計

(1) 件 数 80 件

(2) 金 額 1,199,787 円

(3) 債権放棄の日 令和 6 年 3 月 31 日

(4) 内 訳

債権の名称	債権放棄の事由	件 数	金 額
水 道 料 金	第2条第1項第1号	3 件	888,664 円
水 道 料 金	第2条第1項第2号	72 件	287,622 円
水 道 料 金	第2条第1項第5号	5 件	23,501 円